

地球温暖化対策計画書制度等会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、環境局脱炭素戦略推進室に勤務する地球温暖化対策計画書制度等会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 会計年度任用職員は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けているものとする。

(業務内容)

第3条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）（以下「地球温暖化対策等推進条例」という。）第10条第1項及び第3項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書及び第11条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書に係る事業者の相談及び事前協議への対応並びに当該内容の審査その他事業活動脱炭素化取組計画書制度等の運用に係る業務
- (2) 地球温暖化対策等推進条例第19条の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業者の相談及び事前協議への対応並びに当該内容の審査その他開発事業地球温暖化対策等計画書制度の運用に係る業務
- (3) 地球温暖化対策等推進条例第24条に関連する建築物への脱炭素エネルギー源の優先的な利用その他脱炭素エネルギーの利用の促進に係る業務
- (4) 地球温暖化対策等推進条例第41条第1項の規定による立入調査に係る

業務

(5) その他地球温暖化対策に係る業務

(定数)

第4条 会計年度任用職員の定数は5名とする。

(勤務日、勤務時間及び休憩時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 勤務日数は、1週間につき月曜日から金曜日までのうち4日とする。

(2) 勤務時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの間は休憩時間とし、1日7時間15分の勤務時間とする。

(3) 1週間当たりの勤務時間は、29時間とする。

2 会計年度任用職員の勤務日は、環境局長が割り振るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、職務上これにより難しいときは、総務企画局長と協議の上、勤務日を変更することができる。

4 第2項に規定する勤務日のうち次に掲げる日について、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務を免除されるものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(半日単位の年次休暇)

第6条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次休暇を受けることができる。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

(基本報酬の額)

第7条 会計年度任用職員の基本報酬の額は、別表に定める相当する表級号の

範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前３年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の１週間当たりの勤務時間を３８．７５時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

（委任）

第８条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
地球温暖化対策計画書制度等会計年度任用職員	C	行政職給料表（１）２級２５号給～３０号給